

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）

最終改正 令和 7. 2. 28 例規務第 4 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置（以下「再犯防止措置」という。）の実施について下記のように定め、平成26年12月17日から実施することとしたから、適切な運用に努められたい。

なお、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（平成23. 3. 23：一般生対・生企・地域・刑企・捜一第57号）の一般通達は、廃止する。

記

1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は、再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的とする。

2 子供対象・暴力的性犯罪

この通達において、子供対象・暴力的性犯罪とは、別表に掲げる罪であつて、被害者が16歳未満の者であるものをいう。

3 再犯防止措置対象者

この通達において、再犯防止措置対象者とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、後記6に定める再犯防止措置を組織的かつ継続的に講じる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

4 再犯防止措置実施警察署等の指定

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察庁から再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先等について通知を受けた場合は、その帰住予定先等を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するものとする。
- (2) 実施警察署に指定された警察署の長（以下「実施警察署長」という。）は、原則として、警部以上の階級にある者のうちから、再犯防止担当官を指定するものとする。

5 再犯防止措置の実施体制

再犯防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

(1) 本部再犯防止措置担当課の指定等

ア 生活保安課を本部再犯防止措置担当課とする。

イ 本部再犯防止措置担当課の長（以下「本部担当課長」という。）は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止措置の実施について、実施警察署長を指導するものとする。

(2) 実施警察署長

実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署（以下「関係警察署」という。）の長と連携し、再犯防止措置の実施に当たるものとする。

(3) 再犯防止担当官

再犯防止担当官は、実施警察署長の指揮を受け、再犯防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

6 再犯防止措置の実施

(1) 所在確認及び面談

ア 出所後の所在確認

実施警察署長は、再犯防止措置対象者について、出所予定日が到来した場合（仮釈放者にあつては仮釈放期間が終了した場合、更生保護法（平成19年法律第88号）第50条第2項に規定する保護観察付一部猶予者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）にあつては猶予期間が終了した場合）は、速やかに、帰住予定先（仮釈放者にあつては仮釈放期間の終了時の住居、保護観察付一部猶予者にあつては猶予期間の終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

イ 継続的な所在確認

実施警察署長は、前記6の（1）のアにより所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

ウ 面談の実施

前記6の（1）のア又はイの所在確認を行う場合は、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

(2) 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

本部担当課長は、子供に対する声掛け、つきまといその他犯罪の前兆ともみられる事案についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子供に対する性的犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、生活安全部門と刑事部門その他関係部門との情報の共有等の緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図るものとする。

(3) 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が、仮釈放中の者又は保護観察付一部猶予者であり保護観察の状態にある場合において、更生保護法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により居住すべき住居が特定された場合にあつては、当該住居）に居住することや転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、本部担当課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

(4) 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

ア 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

実施警察署長は、前記6の（1）のア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であつて、転居先が判明しているときは、その旨を本部長に報告（本部担当課長経由。以下同じ。）するものとする。この場合において、転居先が

京都府内のときは、本部長は、当該転居先を管轄する警察署を実施警察署として新たに指定するものとする。

イ 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

実施警察署長は、前記 6 の (1) のア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者が帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）にあっては、その旨を本部長に報告するものとする。

7 登録の解除

(1) 再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過した場合は、警察庁において当該再犯防止措置対象者の登録が解除されることから、実施警察署長が再犯のおそれがあると判断するときは、本部長に対して登録の継続を求めるものとする。

(2) 本部長は、警察庁から再犯防止措置対象者の登録解除の通知を受けたときには、実施警察署の指定を解除するものとする。

8 再犯防止措置実施上の留意事項

(1) 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、再犯防止措置が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

(2) 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守しなければならない。

9 他の都道府県警察、関係機関等との連携

(1) 他の都道府県警察との連携

実施警察署長は、関係警察署が他の都道府県警察に属するときは、本部担当課長を経由して、当該都道府県警察の本部担当課長を通じ当該関係警察署の長に協力を依頼するものとする。

(2) 関係機関等との連携

再犯防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

10 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて再犯防止措置対象者と同様の措置を講じる必要性が高いと認めるものについては、その旨を本部長に報告するものとする。

11 委任

この通達に定めるもののほか、再犯防止措置の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が別に定める。

別表

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第 176条
不同意わいせつ未遂	刑法第 180条
不同意わいせつ致死、同致傷	刑法第 181条第 1 項
不同意性交等	刑法第 177条
不同意性交等未遂	刑法第 180条
不同意性交等致死、同致傷	刑法第 181条第 2 項
監護者わいせつ	刑法第 179条第 1 項
監護者わいせつ未遂	刑法第 180条
監護者わいせつ致死、同致傷	刑法第 181条第 1 項
監護者性交等	刑法第 179条第 2 項
監護者性交等未遂	刑法第 180条
監護者性交等致死、同致傷	刑法第 181条第 2 項
わいせつ目的略取、同誘拐	刑法第 225条
わいせつ目的略取未遂、同誘拐未遂	刑法第 228条
強盗・不同意性交等	刑法第 241条第 1 項
強盗・不同意性交等致死	刑法第 241条第 3 項
強盗・不同意性交等致死未遂	刑法第 243条
強制わいせつ	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 176条
強制わいせつ未遂	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 180条
強制わいせつ致死、同致傷	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 181条第 1 項
強制性交等	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 177条
強制性交等未遂	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 180条
強制性交等致死、同致傷	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 181条第 2 項
準強制わいせつ	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 178条第 1 項
準強制わいせつ未遂	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 180条
準強制わいせつ致死、同致傷	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 181条第 1 項
準強制性交等	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 178条第 2 項
準強制性交等未遂	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 180条
準強制性交等致死、同致傷	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 181条第 2 項
強盗・強制性交等	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 241条第 1 項
強盗・強制性交等致死	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 241条第 3 項
強盗・強制性交等致死未遂	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第 179条
強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第 177条
強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第 179条
強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第 181条第 2 項
準強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第 178条第 2 項
準強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第 179条
準強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第 181条第 2 項
集団強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第 178条の 2
集団強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第 179条
集団強姦致死傷	平成29年改正法による改正前の刑法第 181条第 3 項
強盗強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第 241条
強盗強姦致死	平成29年改正法による改正前の刑法第 241条
強盗強姦致死未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第 243条
常習強盗・不同意性交等	盗犯等防止法第 4 条
常習強盗・強制性交等	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 241条第 1 項 を引用した盗犯等防止法第 4 条
常習強盗強姦	平成29年改正法による改正前の盗犯等防止法第 4 条

- 注 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第66号）を「令和 5 年改正法」と表記している。
 2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を「平成29年改正法」と表記している。
 3 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和 5 年法律第 9 号）を「盗犯等防止法」と表記している。